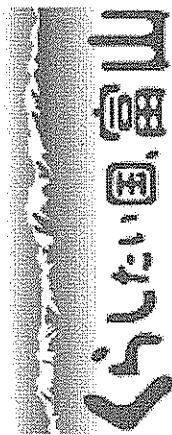


「障害者自立支援法 新サービス体系の理解に向けて」

介護給付費等の算定について～生活介護編～

平成20年10月

富山県厚生部障害福祉課



生活介護における報酬算定について

●生活介護サービスは、次のとおり(I)～(XⅠ)までに区分されています。

●この区分は、①平均障害程度区分の値(3.5未満から5.5以上まで)、②区分5又は6に該当する者の割合

③特定旧法受給者 ④看護職員、PT、OT、生活支援員の総数の対利用者比 により判断します。

区分	主な算定条件(次のいずれかに該当するもの)	直接支援職員の対利用者比
生活介護サービス費(I)	①平均障害程度区分「5」以上かつ区分6の者が60%以上 ②平均障害程度区分「5.5」以上	1.7 : 1
生活介護サービス費(II)	①平均障害程度区分「5」以上かつ区分6の者が50%以上60%未満 ②平均障害程度区分「5.3」以上「5.5」未満	2.0 : 1
生活介護サービス費(III)	①平均障害程度区分「5」以上かつ区分6の者が40%以上50%未満 ②平均障害程度区分「5.1」以上「5.3」未満	2.5 : 1
生活介護サービス費(IV)	①平均障害程度区分「5」以上「5」未満かつ区分6の者が40%未満 ②平均障害程度区分「4.5」以上「5」未満かつ区分「5」「6」の者が50%以上 ③平均障害程度区分「4.9」以上「5.1」未満	3.0 : 1
生活介護サービス費(V)	①平均障害程度区分「4.5」以上「5」未満かつ区分「5」「6」の者が40%以上50%未満 ②平均障害程度区分「4.7」以上「4.9」未満	3.5 : 1
生活介護サービス費(VI)	①平均障害程度区分「4.5」以上「5」未満かつ区分「5」「6」の者が40%未満 ②平均障害程度区分「4」以上「4.5」未満かつ区分「5」「6」の者が40%以上 ③平均障害程度区分「4.4」以上「4.7」未満	4.0 : 1
生活介護サービス費(VII)	①平均障害程度区分「4」以上「4.5」未満かつ区分「5」「6」の者が30%以上40%未満 ②平均障害程度区分「4.1」以上「4.4」未満	4.5 : 1
生活介護サービス費(VIII)	①平均障害程度区分「4」未満かつ区分「5」「6」の者が30%以上 ②平均障害程度区分「3.8」以上「4.1」未満 ③平均障害程度区分「4」以上「4.1」未満	5.0 : 1
生活介護サービス費(IX)	①平均障害程度区分「4」未満かつ区分「5」「6」の者が20%以上30%未満 ②平均障害程度区分「3.5」以上「3.8」未満	5.5 : 1
生活介護サービス費(X)	①平均障害程度区分「4」未満かつ区分「5」「6」の者が20%未満 ②平均障害程度区分「3.5」未満	6.0 : 1
生活介護サービス費(XⅠ)	特定旧法受給者であつて、施設入所者のうち、区分「3」(50歳以上の者は区分「2」)以下の者又は非該当の者、施設入所者以外の者のうち、区分2(50歳以上の者は区分1)以下との者は非該当の者	指定基準以上

◆ 平均障害程度区分の算出方法

区分2 *	x	2
区分3 *	x	3
区分4 *	x	4
区分5 *	x	5
区分6 *	x	6

* 前年度の延べ利用者数

計算例 ○ 事業所状況 定員40人、月20日間開所
○ 利用者の状況：区分3 10人 区分4 20人 区分5 5人 区分6 5人

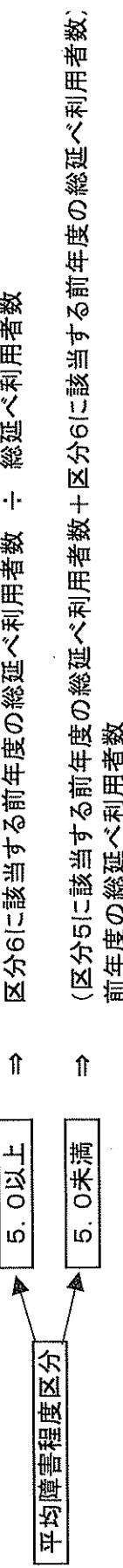
※次表は、上記を基に算定した仮の数字

区分	前年度の利用延べ利用者数	障害程度区分			総延べ障害程度区分
		3	4	5	
区分3	2,400人日	x	3	=	7,200
区分4	4,800人日	x	4	=	19,200
区分5	1,200人日	x	5	=	6,000
区分6	1,200人日	x	6	=	7,200
小計	9,600人日			合計	39,600

$$39,600 \div 9,600 = \boxed{4.1} \quad (= \text{平均障害程度区分: 小数点第2位四捨五入})$$

◆ 区分5、6の者の割合

・平均障害程度区分「5.0」以上の場合と「5.0」未満で、算出方法が異なる。



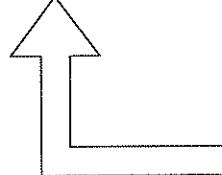
計算例 平均障害程度区分が、「4.1」であるため、
区分5(1,200人日) + 区分6(1,200人日) ÷ 9,600人日 **25.0%** (区分5, 6の者の割合: 小数点第1位四捨五入)

- 事業所指定を受けた後の取り扱い
 - ・生活介護事業所として指定を受けた3月後に、その3月間の実績を踏まえ、平均障害程度区分等及び算定するサービス費の見直しを行う。
 - ・その後、毎年4月に、前年度の実績をもとに、平均障害程度区分等及び算定するサービス費の見直しを行う。

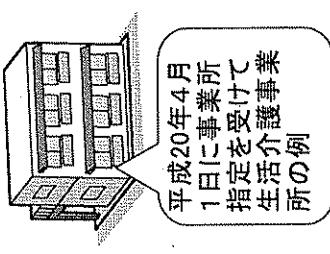
● 平均障害程度等の見直しの結果、算定する生活介護サービス費の変動について(指定後3月後の見直し)

指定後3月の実績による見直しの結果

① 平均障害程度区分が指定申請時より上昇した
(1) 上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている。
(2) 上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない。



指定後3か月の実績により、平成20年7月に見直しを実施



算定するサービス費

① (1)に該当する場合

7月サービス提供分から、該当する上がったサービス費(上位区分のサービス費)を算定することができます。
(2)に該当する場合

7月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。 8月以降は、上がった平均障害程度区分が該当するサービス費(上位区分のサービス費)構成比の基準を満たした月から当該上がったサービス費(上位区分のサービス費)を算定することができます。

② (1)に該当する場合

7月サービス提供分以降も、今までと同じサービス費を算定します。
(2)に該当する場合

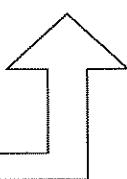
7月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。
(1) 該当場合は、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした月は、翌月(8月末)までに、今までのサービス費を引き続き算定することができます。
(2) 該当場合は、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たせなかつた場合は、翌月(8月末)までに、今までのサービス費を引き続き算定することができます。

③ (1)に該当する場合

7月サービス提供分から、該当する下がったサービス費(下位区分のサービス費)を算定することができます。
(2)に該当する場合

7月サービス提供分は、該当するサービス費(下位区分のサービス費)を算定します。
(1) 該当する場合
(2) 該当する場合

③ 平均障害程度区分が指定申請時より低下した
(1) 下がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている。
(2) 下がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない。



7月サービス提供分は、該当するサービス費(下位区分のサービス費)を算定します。
(1) 該当する場合
(2) 該当する場合

7月サービス提供分は、該当するサービス費(下位区分のサービス費)を算定します。
(1) 該当する場合
(2) 該当する場合

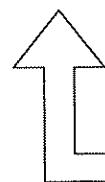
7月サービス提供分は、該当するサービス費(下位区分のサービス費)を算定します。
(1) 該当する場合
(2) 該当する場合

● 平均障害程度等の見直しの結果、算定する生活介護サービス費の変動について(毎年4月の見直し)

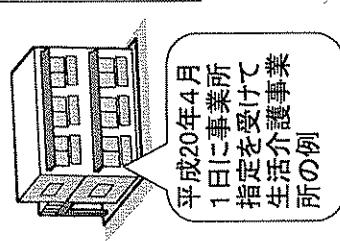
昨年度のサービス提供実績による見直しの結果

① 平均障害程度区分が昨年度より上昇した

- (1) 上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている。
- (2) 上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない。



前年度(平成20年度)の実績により、平成21年4月に見直しを実施



算定するサービス費

① (1)に該当する場合

4月サービス提供分から当該上がったサービス費(上位のサービス費)を算定することができます。

(2)に該当する場合

4月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。
5月以降は、上がった平均障害程度区分が該当するサービス費(上位区分のサービス費)構成比の基準を満たした月から当該上がったサービス費(上位区分のサービス費)を算定することができます。

② (1)に該当する場合

4月サービス提供分以降も、今までと同じサービス費を算定します。

(2)に該当する場合

4月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。
① 翌月末(5月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした場合は、翌月(5月)サービス提供分からも、今までのサービス費を引き続き算定することができます。
② 翌月末(5月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たせなかつた場合は、翌月(5月)サービス提供分から、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たす月までの間、直接支援職員構成比の基準を満たせるサービス費(下位区分のサービス費)を算定することになります。

③ (1)に該当する場合

4月から6か月間は、今までと同じサービス費を算定できます。6か月後(9月)に再度見直しを実施し、その結果により今までと同じサービス費を10月サービス提供分から算定することができます。

(2)に該当する場合

4月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。
① 翌月末(5月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした場合は、翌月(5月)サービス提供分からも、今までのサービス費を引き続き算定することができます。9月に再度見直しを実施し、その結果により今まで同じサービス費を10月サービス提供分から算定することができます。
② 翌月末(5月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たせなかつた場合は、翌月(5月)サービス提供分から、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たせるサービス費(下位区分のサービス費)を算定することができます。